

# 「性暴力根絶に向けた対応指針」解説

## 目次

性暴力根絶に向けた対応指針

1

### 「性暴力根絶に向けた対応指針」解説

I	性暴力とは？	2
II	性暴力に関する不適切な固定観念や二次的被害とは？	4
III	性暴力の根絶に向けた教育	6
IV	性暴力の被害者も加害者も出さないために身につけるべき知識とは？	7
V	性暴力に関する研修	10
VI	性暴力が発生しにくい就労環境の整備とは？	11
VII	学校やスポーツ施設、公共交通機関等の管理・運営者が行うべき性暴力が発生しにくい環境整備とは？	13
VIII	性暴力被害にあったときは？	14
IX	性加害の再発を防止したいときは？	15

令和7年3月  
福岡県

# 性暴力根絶に向けた対応指針

## 1 趣旨

本指針は、「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」（平成31年福岡県条例第19号）（以下、「条例」という。）の規定に基づき、性暴力に関する県民の理解を促進するため、性暴力となる行為に関し、その考え方、具体的な例、根絶に向けた対応の在り方を示すものである。

## 2 基本的な考え方

- (1) 性暴力に関する県民の理解を促進し、条例において掲げられている「県民全ての方で性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会」を実現するため、本指針において、県、県民、事業者及び市町村に対して、性暴力の考え方、具体的な例、根絶に向けた各主体の責務及び具体的取組等を示すものとする。
- (2) 本指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直す。

## 3 性暴力とは

性暴力とは、被害者の身体又は精神に対し、被害者の同意（自由な意思により自発的に与えられるものをいう。）がなく行われる性的な行為である（強要されたもの及び対等の関係がない、又は同意に関する判断が困難な状況で行われる性的な行為等も含む）。

性暴力は、被害者の気持ちが尊重されず、被害者が自分の身体に関することを自分で決める権利を否定する人権侵害である。

年齢・性別に関わらず起こり、身近な人や夫婦・恋人の間でも起こる。

刑法その他の法律や条例で性犯罪と規定される不同意性交等、不同意わいせつ、児童買春、盗撮、痴漢のほか、セクシュアル・ハラスメントなど同意なく行われる性的な行為や発言も性暴力に含まれる。

性暴力は、被害者やその家族等の心身に長期にわたって重大な悪影響を及ぼす。

性暴力の背景に、性差別意識がある場合がある。

## 4 各主体の責務

### (1) 県

- ・性暴力の根絶又は被害者の支援に関連する業務若しくは事業を行う関係機関及び関係団体との連携体制を整備し、性暴力による被害の早期発見及び早期対応に取り組む。
- ・性暴力の根絶に向けた総合的な施策を講じる。
- ・市町村に対して性暴力の実情に関する必要な情報及び知見を提供するとともに、市町村の取組を支援する。
- ・性暴力の根絶又は性被害に関する支援に係る事業を行う民間団体に対し、適切かつ必要な範囲において、財政的な支援その他の支援を実施するよう努める。

### (2) 県民

- ・性暴力及びその被害者に関する理解を深め、性暴力に関する不適切な固定観念を取り除くことにより、性被害及び二次的被害を発生させないよう努める。
- ・性暴力の根絶に向けて、条例に基づく県及び市町村の取組に協力する。

### (3) 事業者

- ・事業所でのセクシュアル・ハラスメントその他の性暴力による性被害又は二次的被害が発生することがないように、従業員の研修参加等、条例に基づく県及び市町村の取組に協力する。
- ・性暴力が発生しにくい就労環境の整備その他雇用管理上必要な措置を講じるよう努めるものとし、性被害又は二次的被害を申し出た者があるときは、被害者に寄り添い適切に対応する。

### (4) 市町村

- ・県及び県警察との連携の下、性暴力事案が発生しにくい生活環境の整備等、性暴力の根絶に向けた取組を推進する。
- ・性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する住民の理解を促進するよう努める。

## 5 具体的取組

### (1) 性暴力の発生予防

#### ①性暴力に関する教育活動及び研修の実施

- ・学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のうち公立の学校の長は、その児童又は生徒に対し、発達の段階に応じた性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育を行うよう努める。
- ・私立学校法第2条第3項に規定する私立学校（学校教育法第1条に規定する幼稚園、大学及び高等専門学校を除く。）は、公立の学校の教育の状況等を踏まえ、それに準じた教育を行うよう努める。
- ・上記教育活動に、県は、性暴力や性被害に関し専門的な知識及び経験を有する専門家を派遣する。
- ・県は、県民が性暴力の被害者も加害者も出さないための知識等を身につけることができるよう、性暴力根絶に関する研修を実施する。

#### ②性暴力に関する広報・啓発活動

- ・県は、性暴力の根絶、被害者の支援及び条例に関する広報啓発を実施する。
- ・県は、発達段階に応じた啓発資料を作成し、児童生徒及び学生に配付する。

#### ③性暴力を防止する環境整備

- ・事業者は、性暴力が発生しにくい就労環境の整備その他雇用管理上必要な措置を講じる。
- ・事業者は、性被害又は二次的被害を申し出た者があるときは、事実関係を迅速かつ正確に確認し、速やかに被害者に対する配慮の措置、行為者に対する適正な措置を講ずるとともに、再発防止に努める。
- ・県及び、学校、スポーツ施設、公共交通機関その他の不特定若しくは多数の者が利用し、又は出入りする場所の管理、運営に携わる者は、性暴力となる撮影行為等が発生しにくい環境を整備する。

### (2) 性暴力被害者支援

- ・県は、性暴力の被害者の支援に関する総合的な窓口（以下、「支援センター」という。）を設置し、その周知に努める。
- ・支援センターは、医療機関、県警察その他の司法機関、関係自治体その他の関係団体又は関係機関及び弁護士等の専門家と連携し、性暴力の被害者の支援に関する業務を行う。

### (3) 性暴力加害者対策

- ・県は、性暴力の加害者が、性暴力の再発を防止し、又は社会復帰を望むときに相談できる窓口を設置する。
- ・県は、条例第17条第1項に基づく住所等届出対象者に対する専門的な指導プログラム又は治療受診の勧奨及び社会復帰の支援を行う。

### (4) その他

- ・県は、性暴力の根絶に向けた取組等についてその効果を把握し、今後の方向性を検討するため、関係機関及び有識者との協議・検討の場を設ける。

# I 性暴力とは？

## 【指針本文】

### 3 性暴力とは

性暴力とは、被害者の身体又は精神に対し、被害者の同意<sup>(1)</sup>（自由な意思により自発的に与えられるものをいう。）がなく行われる性的な行為である（強要されたもの及び対等の関係にない、又は同意に関する判断が困難な状況で行われる性的な行為等も含む）。

性暴力は、被害者の気持ちが尊重されず、被害者が自分の身体に関することを自分で決める権利を否定する人権侵害である。

年齢・性別に関わらず起こり、身近な人や夫婦・恋人の間でも起こる。

刑法その他の法律や条例で性犯罪と規定される不同意性交等、不同意わいせつ、児童買春、盗撮、痴漢のほか、セクシュアル・ハラスメントなど同意なく行われる性的な行為や発言も性暴力に含まれる。<sup>(2)</sup>

性暴力は、被害者やその家族等の心身に長期にわたって重大な悪影響を及ぼす。<sup>(3)</sup>

性暴力の背景には、性差別意識がある場合がある。<sup>(4)</sup>

## （1）同意（性的同意）とは

同意とは、その人の自由な意思により、自発的に与えられるものです。強要されたり、対等の関係になかったり、又は同意に関する判断が困難な状況で行われる同意については「同意がある」とは言えません。

### 同意があるとはいえない例

- 子どもや障がいがある等で、行為の意味を理解していない人に性的行為を行う。
  - アルコール、薬物の影響で意識が朦朧としていて、意思表示できない状況にある人に性的行為を行う。
  - 上司と部下、教師と生徒、先輩と後輩、親と子等対等ではない立場を利用して性的行為を行う。
- ・ 配偶者やパートナー・恋人同士においても同意は必要です。
  - ・ 同意は毎回確認する必要があります。以前は同意していても、今、同意が確認できていなければ同意とはなりません。
  - ・ 一つの行為に同意していても、他の行為にも同意したことにはなりません。

## 【参考】刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律における「不同意」の要件

- (1) ①～⑧のいずれかを原因として、同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状態にさせること、あるいは相手がそのような状態にあることに乗じること
- ① 暴行又は脅迫
  - ② 心身の障害
  - ③ アルコール又は薬物の影響
  - ④ 睡眠その他の意識不明瞭
  - ⑤ 同意しない意思を形成、表明又は全うするいとまの不存在 …… 例：不意打ち
  - ⑥ 予想と異なる事態との直面に起因する恐怖又は驚愕 …… 例：フリーズ
  - ⑦ 虐待に起因する心理的反応 …… 例：虐待による無力感・恐怖心
  - ⑧ 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮 …… 例：祖父母・孫、上司・部下、教師・生徒などの立場ゆえの影響力によって、不利益が生じることを不安に思うこと
- (2) わいせつな行為ではないと誤信させたり、人違いをさせること、又は相手がそのような誤信をしていることに乗じること
- (3) (1) 又は (2) に当たらない場合でも、相手が13歳未満の子どもである場合、又は、相手が13歳以上16歳未満の子どもで、行為者が5歳以上年長である場合

## (2) 性暴力となる具体的な行為

性暴力となる具体的な行為には、次のようなものが該当し、体への接触といった直接的な加害だけではなく、見る、撮影する、言葉によるもの等接触を伴わないものも含まれます。

- 同意のない体への接触（正当な業務上の行為において、必要な範囲・態様にとどまる場合は除く※）
- 同意なく身体部位または物をもって膣、肛門または口への性的性質の挿入行為を行うこと
- 痴漢
- 盗撮（性的な部位や下着の撮影だけでなく、着衣であっても性的な意図をもって同意を得ずに撮影するものを含む）
- 着替えやトイレ・入浴をのぞくこと
- 性的な画像や写真等を見せる、送りつける、送るよう要求すること及び、ネットに配信すること
- 性的な冗談やからかい
- A Vへの出演強要
- セクシュアル・ハラスメント
- ストーカー行為
- 避妊に協力しない、中絶を繰り返させること
- 未成年に対するいん行
- 16歳未満の子どもに対し、脅したり、騙したり、金銭を与える約束をするなどして、わいせつの目的で会うこと又は会うことを要求すること（相手が13歳以上16歳未満の子どもである場合は、行為者が5歳以上年長である場合）
- 人身取引による強制売春

※参考：「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和4年3月18日文科科学大臣決定（令和5年7月13日改訂））6頁

## (3) 性暴力被害の影響について

性暴力は被害者やその家族等に次のような影響を与える場合があります。

- こころ** : フラッシュバックやパニックなどの症状、自分を責める気持ち、孤立感、人が怖い、集中できない、イライラしやすい
- からだ** : 眠れない、食欲がない、朝起きられない、からだの痛み
- 性の健康** : 性感染症、妊娠、妊娠中絶
- 二次的負担** : 司法手続き、転居、転校・退学、転職・離職、通院及びこれらに伴う経済的負担

## (4) 性差別意識について

性暴力の背景には、下記のような性差別意識がある場合があります。

【例】男性は強引な方がいい、女性は素直に従うもの

## Ⅱ 性暴力に関する不適切な固定観念や二次的被害とは？

### 【指針本文】

#### 4 各主体の責務

##### (2) 県民

- ・性暴力及びその被害者に関する理解を深め、性暴力に関する**不適切な固定観念**<sup>(1)</sup>を取り除くことにより、性被害及び**二次的被害**<sup>(2)</sup>を発生させないように努める。
- ・性暴力の根絶に向けて、条例に基づく県及び市町村の取組に協力する。

### (1) 性暴力に関する不適切な固定観念について

性暴力に関する不適切な固定観念には、次のようなものがあります。

本当に嫌なら抵抗するはずである	本当は	身体が固まってしまい、抵抗できない
加害者は見知らぬ人が多い		知っている人・身近な人からの被害が約8割を占める（内閣府「男女間における暴力に関する調査」（令和5年度））
露出度の高い服を着ているから被害にあう		服装と被害は関係ない
被害にあうのは夜遅い時間に出歩いているときだけ		昼間・屋内での被害も見られる
被害にあうのは若い女性だけ		性別・年齢に関わらず被害が生じている
抑えきれない性的衝動が原因		計画的な犯行が多く、また、夫婦間、恋人間における支配やコントロールに基づく性的な行為も性暴力である
男性の性欲処理のために性暴力被害を受けても仕方がない		自分（行為を受けた側）が望まない行為は性暴力である
被害時に拒否や抵抗を示さなければ同意していたことと同じ	同意は対等な関係であり、自発的に決めることができる状況下で成り立つ	

### (2) 二次的被害について

#### ① 二次的被害とは

二次的被害とは、周囲の性暴力に対する偏見、無理解等による心ない言葉や行動により、被害者がさらなる精神的苦痛を受けることをいいます。

#### 【参考】福岡県犯罪被害者等支援条例第2条

- 四 二次的被害 犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等に接する行政若しくは司法機関の職員その他の関係者又は報道等により当該犯罪等を知る者の偏見、無理解等による心ない言葉や行動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。

## ② 二次的被害につながるおそれのある行動・発言について

次のような行動や発言は、二次的被害につながるおそれがあるため、留意する必要があります。

### 〈行動〉

- 被害者に動揺を与えるような大きなリアクションを取る。
- 個人的な興味関心で根掘り葉掘り聞く。
- 間違った情報を伝える。
- できないことを約束する（例：問題の解決の約束）
- 本人ができることまで、代わりにやってあげる（被害者の力を奪う）。
- 本人から聞いたことを本人の了解なしに他の人に伝える。

### 〈発言〉

- 責める : 「なんで二人きりになったの」「なんで今まで話してくれなかったの」
- 脅す : 「病院に行かないと大変」
- 軽視する : 「そのうち忘れられる」「時間が経てば元気になる」
- 疑う : 「本当？」
- 決めつける : 「トラウマ反応が出るはず」「話すことが必ず回復につながる」
- 否定する : 「許してあげたら？」「そろそろ立ち直ってもいい頃じゃない？」
- 押し付ける : 「警察に行くべき」「家族に話すべき」「気分転換が必要」  
「元気でいてください」
- 比べる : 「あなたの場合はひどすぎる」「あなたはましな方」
- 分析する : 「本当はそう思っていないはず」
- 安易な保証 : 「大丈夫」「良い方向に進むはず」
- リードする : 「すべてまかせて」

### 〈犯罪被害者等の二次的被害防止マニュアル〉

犯罪被害からの回復のために（福岡県）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/179981.pdf>



### Ⅲ 性暴力の根絶に向けた教育

#### 【指針本文】

#### 5 具体的取組

#### (1) 性暴力の発生予防

##### ①性暴力に関する教育活動及び研修の実施

- ・学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のうち公立の学校の長は、その児童又は生徒に対し、発達の段階に応じた性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育を行うよう努める。
- ・私立学校法第2条第3項に規定する私立学校（学校教育法第1条に規定する幼稚園、大学及び高等専門学校を除く。）は、公立の学校の教育の状況等を踏まえ、それに準じた教育を行うよう努める。
- ・上記教育活動に、県は、性暴力や性被害に関し専門的な知識及び経験を有する専門家を派遣<sup>(1)</sup>する。

#### (1) 性暴力対策アドバイザー派遣事業

福岡県では発達の段階に応じた性暴力の根絶及び性暴力の被害者支援に関する総合的な教育を、「性暴力対策アドバイザー派遣事業」により実施しています。

公立の全ての小学校（高学年）・中学校・高等学校及び希望する私立学校等に性暴力対策アドバイザーを派遣しています。

#### 学習内容

#### ○ 小学校低・中学年：「大事なところ」について知る

- ①「大事なところ」はどこかを知る
- ②「大事なところ」の約束「見ない・見せない・さわらない・さわせない」を知る
- ③「いいタッチ/いやなタッチ」を知る
- ④信頼できる大人に相談できること（権利）を知る

#### ○ 小学校高学年：「境界線」について知る

- ①「境界線」を知る
- ②コミュニケーションスキルとして「イヤ」と言えるようになる
- ③信頼できる大人に相談する権利があることを知る

#### ○ 中学校：性暴力は権利の侵害であることを知る

- ①性暴力の背景を知る
  - ・「女らしさ」「男らしさ」がどのように押しつけられているかを探る
  - ・対等な関係について考える
  - ・「境界線」をこえるときの確認（同意）を知る
- ②性暴力の事例を知る
- ③信頼できる大人（先生、保護者、相談機関等）や友達に相談することの大切さや、相談先（学校内の相談体制や外部の相談機関）を知る

#### ○ 高等学校：性暴力の実態と社会の取り組みを知る

- ①性暴力は身近で発生していることを知る
- ②被害の影響を知る
- ③二次的被害を生まないためのまわりの行いを知る
- ④性暴力についての社会の取り組みとその役割を知る

#### 〈事業内容・教材等について〉

福岡県HP「性暴力対策アドバイザー派遣事業について」

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sa-adviser-haken.html>



# IV 性暴力の被害者も加害者も出さないために 身につけるべき知識とは？

## 【指針本文】

### 5 具体的取組

#### (1) 性暴力の発生予防

##### ①性暴力に関する教育活動及び研修の実施

- ・ 県は、県民が性暴力の被害者も加害者も出さないための知識等を身につけることができるよう、性暴力根絶に関する研修を実施する。

性暴力の被害者も加害者も出さないために、次のような知識を身に付けましょう。

- ・ 性暴力についての正しい知識
- ・ 自分や周りの人が性暴力被害にあった場合の対応 (1)
- ・ 性暴力被害を受けた子どもの理解と支援 (2)
- ・ 自分や周りの人の身を守るための知識 (3)

## (1) 自分や周りの人が性暴力被害にあった場合の対応

### ① 被害にあった場合

- ・ 性暴力被害者支援センター・ふくおかや警察等の専門機関や、信頼できる人に相談しましょう。
- ・ 怪我の手当や妊娠・性感染症を防ぐため、医療機関でからだのケアを受けることができます。
- ・ 警察や病院で、証拠を採取することができます。
- ・ 性暴力被害者支援センター・ふくおかでは、病院や警察への同行支援を行っています。

### ② 周りの人が被害にあった場合・相談を受けた場合

- ・ 被害者の安全を確保してください。
- ・ 被害者に「あなたは悪くない」と繰り返し伝えてください。
- ・ 被害者の気持ちを丁寧に聞き、そのまま受け止めてください。
- ・ 被害者を信じて話を聞いてください。
- ・ 被害者本人のペースを守ってください。
- ・ 話を聞く人が、抱え込みすぎないようにしましょう。

## 【参考】

性暴力被害者支援センター・ふくおかHP

<https://fukuoka-vs.net/savs/index.html>



## (2) 性暴力を受けた子どもの理解と支援

### ① 子どもの性被害について

- ・ 子どもに対する性暴力は、被害にあった当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為です。
- ・ 相手と対等な関係でなかったり、断れない状況であったり、はっきり嫌だと言えない状況で子どもたちが被害にあっています。
- ・ 子どもは性に関する知識が少ないことから、それが性被害であることに気付かない場合もあります。
- ・ 子どもはなかなか被害を打ち明けることができないため、周囲の大人が早期に気づき、相談機関につなげることが大切です。

## ② 性暴力被害を受けたときに子どもが見せるサインについて

- ・言葉にすることが難しい子どもたちは、トラウマの反応が心身の不調や問題行動として現れることがあります。
- ・特に、問題行動については、その背景にあるトラウマを理解することが重要です。

- からだの変化：頻尿・夜尿、体調不良、不眠など、性器の痛み・かゆみ、食欲不振・過食
- こころの変化：ふさぎこむ・元気がない・無気力、過剰に甘えようとする、集中力の欠如、情緒不安定、周りの人が信じられない
- 行動面の変化：落ち着きのなさ、物を壊す、勉強に集中できない・学力不振、非行、自傷行為・リストカット、性的なことを避ける、人との距離が近い・不特定多数の人と安全でない性行動を繰り返す、性的な言動や遊びをする、自分や人の性器を触る

## ③ 被害を受けた子どもへの対応について

- ・「話してくれてありがとう」「あなたは悪くないよ」と伝え、子どもの話を信じて寄り添いながら聞いてください。
- ※ 繰り返し同じ話を聞くなど、子どもに聞きすぎることが子どもの記憶に影響してしまう場合があります。なるべく早く警察、児童相談所、性暴力被害者支援センター・ふくおかなどの専門機関や専門家に相談してください。
- ・子どもが必要なケアを受けられるようにしてください。

### 【参考】

子どもたちのためにできること

～性被害を受けた子どもの理解と支援～（内閣府・子ども家庭庁）

[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/seibouryoku/pdf/pamphlet\\_2023\\_02.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/pamphlet_2023_02.pdf)



- ・学校における対応は、「学校における性暴力事案対応マニュアル」を参考にしてください。

### 【参考】

学校における性暴力事案対応マニュアル（福岡県）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/249959.pdf>



## ④ 未然予防について

- ・性暴力被害の早期発見と、性暴力加害の防止のため、幼児期から「プライベートゾーン」等の話をするのが効果的です。
- ・また、子どもたちが有害な情報を閲覧しないよう、フィルタリングを設定する等の対応も有効です。

### 〈じぶんだけのだいじなところ〉

福岡県では、「じぶんだけのだいじなところ（プライベートゾーン）」についての動画及び冊子を作成しています。

#### じぶんだけのだいじなところ

(動画) <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/daijinatokoro.html>



(冊子) <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seiboukeihatsu.html>



### 〈境界線ってなに?〉

福岡県では、「境界線」についての動画及び冊子を作成しています。

(動画) 境界線ってなに?

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyoukaisennani.html>



(冊子) 境界線ってなに?～自分も相手も守る透明バリア～

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seiboukeihatsu.html>



【参考】フィルタリングを設定しましょう！（警察庁）

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/pdf/Vol.9cpal.pdf>



## (3) 自分や周りの人の身を守るための防犯等に関する知識

- ・ どのような環境下でも、性暴力の責任は加害者にあり、許されるものではありません。
- ・ 一方で、被害を防ぐためにも、自分や周りの人の身を守るため性犯罪等に関する知識を身につけることも大切です。

### 〈性犯罪の根絶（福岡県警察本部）〉

福岡県警察本部HP「性犯罪の根絶」

[https://www.police.pref.fukuoka.jp/H24\\_3/guard.html](https://www.police.pref.fukuoka.jp/H24_3/guard.html)



### 〈痴漢・盗撮事犯対策（警察庁）〉

警察庁HP「痴漢・盗撮事犯対策」

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetyLife/bouhan/chikan/chikantaisaku.html>



### 〈SNS利用による性被害等から子どもを守るには（警察庁）〉

政府広報「SNS利用による性被害等から子どもを守るには」

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201508/1.html>



# V 性暴力に関する研修

## 【指針本文】

### 5 具体的取組

#### (1) 性暴力の発生予防

##### ①性暴力に関する教育活動及び研修の実施

- ・県は、県民が性暴力の被害者も加害者も出さないための知識等を身につけることができるよう、性暴力根絶に関する研修を実施する。(1)

## (1) 研修の参考となる各種資料

福岡県では、性暴力根絶に向けた啓発資料を作成しています。  
研修の際の参考としてください。

### 〈福岡県性暴力根絶啓発動画〉

福岡県の性暴力の現状や条例に基づく取組、二次的被害の防止、性暴力をなくすための取組等について動画で説明しています。

福岡県HP「福岡県性暴力根絶啓発動画」

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seibouryokukonzetsudouga.html>



### 〈性暴力対策アドバイザー派遣事業〉

「性暴力対策アドバイザー派遣」は、事業所や地域の団体等にも派遣を行っています。

福岡県HP「性暴力対策アドバイザー派遣事業について」

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sa-adviser-haken.html>



# VI 性暴力が発生しにくい就労環境の整備とは？

## 【指針本文】

### 5 具体的取組

#### (1) 性暴力の発生予防

##### ③性暴力を防止する環境整備

- 事業者は、性暴力が発生しにくい就労環境の整備その他雇用管理上必要な措置 (1) を講じる。
- 事業者は、性被害又は二次的被害を申し出た者がいるときは、事実関係を迅速かつ正確に確認し、速やかに、被害者に対する配慮の措置、行為者に対する適正な措置を講ずるとともに、再発防止に努める。 (2)

## (1) 性暴力が発生しにくい就労環境の整備その他雇用管理上必要な措置

性暴力が発生しにくい就労環境の整備その他雇用管理上必要な措置の具体例については、以下のとおりです。

- 就業規則等に性暴力に関する事業者の方針や性暴力を行った者に対する懲戒規定を定め、その内容を従業員に周知・啓発する。
- 研修などを通じ、従業員に対して、性暴力を防止するための啓発・教育を実施する。
- 男女の固定的な性別役割分担を前提とした業務上の配置や職務分担を行わない。
- 相談窓口を設置し、適切な対応ができる相談員を配置する。
- 性暴力被害専門の相談窓口があることを周知する。
- オフィスの可視性を高める、防犯カメラを設置する等、性暴力が起きにくい就労環境を整備する。

## (2) 性被害又は二次的被害を申し出た者がいるときの適切な対応

性被害又は二次的被害を申し出た者がいるときの適切な対応の具体例については、以下のとおりです。

### 事実関係の迅速かつ正確な確認

- 相談窓口の担当者、人事部門又は専門の委員会等が、相談者及び行為者の双方から事実関係を確認する。その際、相談者の心身の状況や、当該行為を受けた際の受け止めなどその認識にも適切に配慮する。
- 相談者と行為者との間で事実関係に関する主張に不一致があり、事実の確認が十分できないと認められる場合には、第三者からも事実関係を聴取する等の措置を講ずる。

### 被害者に対する適正な配慮の措置

- 事案の内容や状況に応じ、被害者と行為者を引き離すための配置転換、被害者の労働条件上の不利益の回復、管理監督者又は事業場内産業保健スタッフ等による被害者のメンタルヘルス不調への相談対応等の措置を講ずる。

## 行為者に対する適正な措置

- 事案の内容や状況に応じ、被害者と行為者を引き離すための配置転換、被害者に対する謝罪、あわせて、就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書による、職場における性暴力に関する規定等に基づき、行為者に対して必要な懲戒その他の措置等を講ずる。

## 再発防止措置

- 職場における性暴力を行ってはならない旨の方針及び職場における性暴力を行った者について厳正に対処する旨の方針を、社内報、パンフレット、社内ホームページ等広報又は啓発のための資料等に改めて掲載し、配布等を行う。

### 【参考】

「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000605548.pdf>



「職場におけるパワーハラスメント対策・セクシュアルハラスメント対策・妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策は事業主の義務です！」（厚生労働省）

[https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/pdf/pawahara\\_gimu.pdf](https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/pdf/pawahara_gimu.pdf)



「あかるい職場応援団」（厚生労働省）

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



## Ⅶ 学校やスポーツ施設、公共交通機関等の管理・運営者が行うべき性暴力が発生しにくい環境整備とは？

### 【指針本文】

#### 5 具体的取組

##### (1) 性暴力の発生予防

##### ③性暴力を防止する環境整備

- ・県及び、学校、スポーツ施設、公共交通機関その他の不特定若しくは多数の者が利用し、又は出入りする場所の管理、運営に携わる者は、**性暴力となる撮影行為等が発生しにくい環境を整備する。** (1) (2)

### (1) 性暴力全般への対応について

施設等の管理・運営者やイベント主催者における対応の具体例は、以下のとおりです。

- 福岡県「安全・安心まちづくり条例に基づく防犯環境指針」等を参考に、防犯カメラの設置、見通しの確保、通報装置の設置等、性暴力が発生しにくい環境整備を行う。
- 性暴力を発見した場合や、利用者から相談があった場合の窓口を設ける等の対応体制を構築する。
- 性暴力防止を啓発する掲示物や配付物、場内放送等で利用者へ注意喚起を行う。
- トイレ、更衣室等の性暴力が発生しやすい場所を定期的に巡回する。
- 痴漢・盗撮が疑われる行動をとる人物や不審物（カメラ等）を見つけた場合は警察に通報するなどの対応をとる。

### 【参考】

福岡県「安全・安心まちづくり条例に基づく防犯環境指針」

<https://anzen-fukuoka.jp/town-date-shishin/>



### (2) いわゆる「アスリート盗撮」への対応について

不特定多数の来場者が見込まれるスポーツイベントの主催者が行う環境整備の具体例は、上記の対応に加え、以下のとおりです。

- 大会等で撮影が行われる場合は、事前に撮影許可証等を発行し、撮影できる者、場所及び種目を限定する等のルールを策定する等の措置を講じる。
- 会場において、撮影した写真を必要に応じて確認する等のルールを策定する等の措置を講じる。
- 主催者が示すルールに従わない者がいる場合の対応体制を構築する。

### 【参考】

アスリートへの性的ハラスメントの防止に関する取組に関する調査結果  
写真や動画による性的ハラスメントに係る相談窓口について（スポーツ庁）  
※取組事例の紹介あり

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/hakusho/nc/jsa\\_00043.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00043.html)



## VIII 性暴力被害にあったときは？

### 【指針本文】

#### 5 具体的取組

##### (2) 性暴力被害者支援

- ・県は、**性暴力の被害者の支援に関する総合的な窓口** <sup>(1)</sup>（以下、「支援センター」という。）を設置し、その周知に努める。
- ・支援センターは、医療機関、県警察その他の司法機関、関係自治体その他の関係団体又は関係機関及び弁護士等の専門家と連携し、性暴力の被害者の支援に関する業務を行う。

### (1) 性暴力被害者支援センター・ふくおか

県は、性暴力被害者が安心して相談でき、必要な支援を迅速に受けられるよう24時間・365日電話相談に応じる「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を設置しており、電話相談、面接相談、急性期の被害者に対する医療面のケア、警察等への付添い支援、法的支援、被害回復に必要な医療費等に対する公費負担等を行っています。

#### ■ 性暴力被害者支援センター・ふくおか

電話番号：092-409-8100 又は #8891

受付時間：24時間365日

HP : <https://fukuoka-vs.net/savs/index.html>



# IX 性加害の再発を防止したいときは？

## [指針本文]

### 5 具体的取組

#### (3) 性暴力加害者対策

- ・県は、**性暴力の加害者が、性暴力の再発を防止し、又は社会復帰を望むときに相談できる窓口** <sup>(1)</sup> を設置する。
- ・県は、**条例第17条第1項に基づく住所等届出対象者** <sup>(2)</sup> に対する専門的な指導プログラム又は治療受診の勧奨及び社会復帰の支援を行う。

## (1) 福岡県性暴力加害者相談窓口

県は、性暴力の加害者が、性暴力の再発を防止し、又は社会復帰支援を望むときに相談できる窓口「福岡県性暴力加害者相談窓口」を設置しており、性暴力加害者からの相談の受付、再犯防止プログラムの提供及び専門医療機関等の紹介を行っています。

### ■ 福岡県性暴力加害者相談窓口

電話番号：092-289-9398

受付時間：平日9:00～17:00

HP：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kagaihashien.html>



## (2) 条例第17条第1項に基づく住所等届出対象者

条例第17条第1項に基づく住所等届出が必要な者は、下記のとおりです。

18歳に満たない者に対し下記の罪を犯し、その罪に係る刑期の満了した日から5年経つまでに本県に住所又は居所を定める者

- ・ 不同意わいせつ罪（強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪を含む）
- ・ 不同意性交等罪（強制性交等罪・準強制性交等罪を含む）
- ・ 監護者わいせつ、監護者性交等罪
- ・ 不同意わいせつ致死傷罪、不同意性交等致死傷罪（強制わいせつ致死傷罪、準強制わいせつ致死傷罪、強制性交等致死傷罪、準強制性交等致死傷罪を含む）
- ・ 面会要求等罪
- ・ 監護者わいせつ致死傷罪、監護者性交等致死傷罪
- ・ 営利目的等略取罪及び誘拐罪（わいせつ目的の場合）
- ・ 強盗・不同意性交等罪、強盗・不同意性交等致死罪（強盗・強制性交等罪、強盗・強制性交等致死罪を含む）
- ・ 児童に淫行させる行為
- ・ 児童ポルノ製造罪
- ・ 常習強盗・不同意性交等罪（常習強盗・強制性交等罪を含む）
- ・ 性的姿態等撮影罪

※ 未遂罪の規定がある罪については、未遂罪の場合も届出が必要となります。

## 「性暴力根絶に向けた対応指針」解説

発行 令和7年3月

編集 福岡県人づくり・県民生活部生活安全課

TEL：092-289-9395 FAX：092-289-9397